

国外にわたる職業紹介を行う場合

(取次国の追加)

様式第6号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

右料 無料
職業紹介事業許可証再交付申請書
職業紹介事業変更届出書
職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書
有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書
特別の法人無料職業紹介事業変更届出書

提出年月日を記入

① 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく

②申請・届出者 氏名 協同組合 広島労働局

8. 以外は消してください。

だいひょうりじ ひろしま じろう
代表理事 広島 次郎

- 1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- 2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- 3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
- 6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
- 7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- 8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	34-特-〇〇〇〇〇〇
(ふりがな) ④氏名又は名称	きょうどうくみあい ひろしま ろうどうきょく 協同組合 広島労働局
(ふりがな) ⑤所在地	〒 730-0013 電話 082 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり 広島県広島市中区八丁堀〇-〇
⑥事業所	(ふりがな) 名称 きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく むりようしょくぎょうしょうかいしょ 協同組合 広島労働局 無料職業紹介所
	(ふりがな) 所在地 ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり 広島県広島市中区八丁堀〇-〇 △△ビル4階

⑦変更事項	取扱職種等の範囲変更(取次国の追加)	
⑧変更前	国内・全職種	記載内容については、「外国人を紹介する場合の取扱職種記載例」を参照
⑨変更後	国内・全職種 中華人民共和国 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介 【特定技能に限定する場合】 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介	
⑩取扱職種の範囲等	国内・全職種 中華人民共和国 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介	⑩は変更後の現在の状況を記載してください。
⑪変更(廃止)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日(契約締結年月日)	
⑫職業紹介責任者	氏名	申請は事後報告となるので、⑪の年月日以降にご提出ください。(変更後10日以内)
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	事業拡大の為	
⑭備考	担当者：総務係長 〇〇 〇〇 TEL (082) 〇〇〇-〇〇〇〇	

~~届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~